

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇
利	發行	振替	最低額	払込	發行	用法	法律	發行	省令第三十号
率	行	單	面金	行金	方法	等項	及之	號名	國債の發行等に
格	日	位	額	額	法	法の適	根拠	稱及記	関する省令
年	十	額	平	す額	の振	五十額	募	社債	（昭和五十七年大藏
○	九	面	成	るの記	替	万円	面に集	債、株式	付國庫債券
・	錢	金	三。	整載法	円	億金	替機	會計に	（十年）（第三百三十号）
一	額	十	數	又の規		三額	用を受	法律第十一項の規定に基づき、	利付國債の發行
パ	百	年	倍	は規		百額	けるものとし、	法律（平成十	了。
セ	円	十	記	定		二十	、その規	四年六月三十日）	利付國債の發行
ン	に	一	金	錄		六億	銀行とす	（平成二十一年六月三十日）	了。
ト	つ	月	額	はよ		三萬	募集の取	（平成二十一年六月三十日）	了。
	き	五	に	るよ		九千	扱の取扱	（平成二十一年六月三十日）	了。
	九	九	最	振		六百	と金簿	（平成二十一年六月三十日）	了。
	十九	円	低	替		六			
	円	九	も	額					
			の	面					
			と	座					
			金	簿					

十
八
十
七
十
六
十
五
十
四
十
三
十
二

払
込
期
所
支
日
払
利
金
額
限
予
後
の
利
期
期
子
第
二
利
期
子
初
期
利
利
子
の
払
込
利
み
経
過
利
子

平
成
三
十
年
十
年
十一
月
五
日
日
額
本
面
銀
行
百
円
九
う
以
し
十
に
月
。
前
、
日
つ
二
六
各
及
き
十
月
支
び
百
日
間
払
九
円
に
期
月
属
に
二
す
お
十
る
い
日
鑑
面
金
額
の
總
額
規
下
は
期
た
期
平
定
、
が
金
と
成
す
次
そ
銀
額
し
三
る
号
の
行
を
、
十
期
及
翌
休
日
び
營
業
に
第
業
日
つ
十
日
に
に
第
業
日
に
た
に
二
て
号
支
當
だ
よ
十
同
に
払
た
し
り
日
じ
お
う
る
、
算
を
。
い
（
と
支
出
支
て
以
き
払
し
払
に
金
加
各
払
額
え
募
い
を
、
集
込
第
次
取
む
十
の
扱
も
八
算
機
の
号
式
関
と
に
は
す
規
よ
、
定
り
払
。
す
算
込
る
出
金
期
し
額
日
た
に